

△平成25年8月に金沢区で発生した救急事案について

◆（加納委員） 大事な観点なので、あえて質問いたします。

今回は、内部通報制度という問題と、それから外部有識者の方からいわゆる組織風土の問題を含めてさまざまな発信をされて、今回、アンケート調査票を見ると、ここに書かれている別添3で、平成25年第4回定例会常任委員会で指摘されたので、しっかりとやらなければいけないので、アンケートをとりますというところから、まず始まっているのですね。それから、個人が特定はされることありませんということも書かれているのです。

そこで聞きたいのだけれども、対象を絞った理由と、それから総回答数が72.5%というパーセンテージについての局としての評価について、まずお聞きしたいのですが、どうでしょう。

◎（島田副局長兼総務部長） まず1点目の対象を絞らせていただいたということにつきましては、今回改めて組織風土に伴ったことが原因ではないかということを検証する意味で、職員アンケートというものをコンプライアンス推進委員会等の御意見も踏まえ、決定して取り組んだわけですが、ぜひともまた早急に対応策等整理したいということで、消防職員約3500名のうち、少なくとも1割程度の方の御意見は集約したいということで、対象を絞らせていただいたということでございます。

2点目としては、72%の回答率というのは、一般的な職員満足度調査からすると、比較的、回答率自体としては良好だったのかなと考えております。

◆（加納委員） 僕とすれば、さっき言ったように常任委員会で報告して、組織風土の問題を指摘されたということで、今回アンケートを実施したということと、内部通報制度に伴って今回指摘された事案だということからすると、これはもっとパーセンテージを上げなければだめだと思います。

それからもう一つは、別添3の資料を見て、これは本市全体にかかわることでもあるので、このアンケート調査の仕方について、総務局もそうだし、それから市民局もまたそうですけれども、いわゆる別添3の問いの9から14、これは個人が特定されます。アンケート調査の冒頭に、個人が特定されることはありませんとアンダーラインが引いてあるけれども、この問い9から問い14を見ると、明確に個人を特定しようと思えば、特定できてしまう。

例えば、この職場アンケート調査実施結果別添4の問いの12、あなたの性別はというところを見ると、女性が10人でしょう。しかも、これ年齢とか階級とか、こんなのを見たらわかってしまう。何を申し上げたいかというと、内部通報制度でこれが発信されたということと、皆さん方が組織風土ということについて、やはりしっかりやらなければいけないという話と、それから今太田委員とかそれから有村副委員長から言われた、そのアンケートを実施する主眼と今回の事案の実態とちょっと違うのではないかというのを、僕も個人的には今回のこのアンケートを見て思うのです。しかも、この72%という数字は少ないですよ。なぜかという、個人が特定されてしまう。自由な意見を書いてと言われても、書き手は個人が特定されると多分判断していると思います。

そこで、荒井局長、僕の指摘なのだけれども、このアンケートのやり方、特にこの問い9から14のところ、これは総務局もそうだし、どこもそうなのだけれども、個人が特定されないといっても、このところを見ると、特に職場で人数が少ないとか、女性が少ないとか、それから、それぞれ専門性を持っているとかということを書けとなると、明確にわかってしまうと僕は思うのですけれども、御意見いただければありがたい。

◎（荒井消防局長） これは先ほども私のほうから申し上げましたが、この後、せっかくいただいた意見をクロス集計するなどして、どういう層の職員がどういう考えをお持ちなのかということについて知りたいという意味で、9以下を加えたものですが、確かに御指摘のような点がございまして、これについてはちょっと配慮が足らなかったと考えております。

こういうアンケートのやり方につきましては、少しこういったことの経験を踏まえながら、ほかの局とも相談して考えていきたいと思っております。

◆（加納委員） 本市全体のことであるので、どこもこれは同じ手法です。メールで送る、印刷物で出すということもあるけれども、大体どこもこの部分はみんな一緒です。事業仕分けのときもそう、それから女性ポテンシャルもそう。みんな大体そうです。

まとめた後、今局長がおっしゃったように、せっかくもらったアンケートだから、そのアンケートを大事な財産として精査しようとか、いろいろなことをするはずなのです。それを書き手はそういうことも考えて、その書いた後、どう自分の身に返ってくるかということを考えてしまうと思います。だからそこまで考えてあげて、こういったものをしないと、一方で個人が特定されませんといっても、特定されてしまいます。僕は何人かに聞いたけれども、特定されますと言っていた。皆さん方の何人かも言っていました。だから、そういった部分では、今回、根幹にかかわる問題になるので、あえて質問いたしましたけれども、今後、こういったことについては、より慎重に進めていただきたいということは要望したいのですけれども、いかがでしょうか。

◎（荒井消防局長） 今の御意見を踏まえまして今後対応してまいります。今回につきましては、何度もお話し申し上げますけれども、個人を特定するようなことはいたしません。

◆（加納委員） 以上で終わります。

△広報よこはまの配布率向上について

◆（加納委員） 先ほど広報よこはまの件で議論がありましたけれども、ちょうど去年の2月に広報よこはまの件についてちょっと議論させていただいて、当時18万5000世帯、広報よこはまが配布されていないという実態があったのです。それを受けて、しっかりと市民局で取り上げていただきたいということもお話ししてきましたけれども、現状、この配布率の向上についてはどんな取り組みをしているのかということを確認したいのですけれども、わかったら教えてください。

◎（西山市民局長） 加納委員からお話をいただいたとき、配布率が暫減というか、前は高かったのですけれども下がっておりまして、今ちょっと盛り返したというところで88.5%という配布率になっております。ただ、これは昔の配布率に比べますと、平成18年が90%ぐらいの配布率でございましたので、やはり年代で見るとは下がっている形になっていて、大きな問題だと思っております。

それで、昨年10月から、区役所と市民局による配布率向上のプロジェクトチームということで、課長クラスの会議なのですが、これを立ち上げて検討を行っております。今年度末を目標にしているのですけれども、この配布率向上の方策をまとめる予定と考えております。

また、大規模マンションに対してアンケートを送付して、広報よこはまの配布状況なども調査して、これについても今年度末と見ているところでございます。

◆（加納委員） 当時 18 万 5000 世帯というのは、たまたまそこに出席されました区長が港南区長と南区長だったのかな、いわば港南区と南区全体の世帯数を足したぐらいに広報よこはまが入ってないのです。だから、機関紙である広報よこはまはこれぐらい入ってないというのは、やはり厳しいと思います。しっかりとこのプロジェクトを組んで、今おっしゃった大規模団地へもしっかりと配布できるように、実態調査も含めて進めていただきたいと思っているのですけれども、この辺のことについて現状どうなっているのかということをお教えください。

◎（西山市民局長） 大規模団地は集合住宅、マンションなのですけれども、これは広報よこはまの配布率とともに、自治会町内会の加入率も残念ながら低いという状況になっております。それはどうしてか、どれぐらいのものなのかというのの実態を把握するため、市内の 6 階建て以上のマンションが約 6400 棟ございます。そちらの管理人に対してアンケートを今送付して戻ってくるのを待っているというところがございます。

それで、その配布実態ですとか、どうしてなのかということ、地域別の差がひょっとしてあるのかもしれないですし、いっぱい入ってらっしゃるところはどうしてなのかわかるかと期待しているので、そのアンケートの結果を受けて、先ほど申しましたプロジェクトのほうでそれをもう一度もんで改善するための手法を検討したいと思っています。

◆（加納委員） 非常に広報よこはまは重要なものが書かれていますからね。それが 18 万 5000 世帯も入っていないというのは、やはり問題なので、この辺については年度末までに調査をしていくということでもありますので、できましたらこういう機会の説明していただきたいと思っています。

△市民局所管施設における受動喫煙対策について

◆（加納委員） それからもう 1 点、昨年来から言っておりますけれども、市民局に係る施設での受動喫煙対策というのは今どうなっているのか、実態がわかったら教えてください。

◎（西山市民局長） 受動喫煙対策につきましては、ことしの 8 月に資料をお出ししまして、市民局所管について御説明を申し上げました。

横浜市の方針としては、敷地内禁煙・屋内禁煙を目指すということでございます。ただ、その段階で基準分煙ということで、禁煙場所が中で分けてあるというところが、市民局所管では中区役所がそうになっておりました。ですが、当時、中区役所はレイアウト変更をしまして、昨年 12 月にレイアウト変更を終了しましたので、そのとき、喫煙室を廃止して、屋内禁煙ということにいたしました。その結果、全ての区庁舎と市民局所管の施設については、敷地内禁煙または屋内禁煙という形になっております。

◆（加納委員） これで最後にします。

副市長はたしか総務局の担当でもありますし、副市長とは受動喫煙対策についていろいろと、その都度その都度やりとりをしておりました。市民局マターとしては、局長の説明のように進んでもおりますし、そういった部分では、本庁舎等については産業医から勧告も出ています。それから昨年来から私のほうにもさまざま情報をいただいたり、今進めている状況も窮していますけれども、そろそろ年度末でもありますし、そういった部分では、今西山局長がおっしゃった、本市が敷地内、それから屋内については、基本的には撤廃しよう。

基準分煙をという話の一つありますが、そうはいつてももう平成 17 年の考えですから、そういった部分では一気というわけにはいきませんから、吸う方の問題もありますし、さまざまあるのでしょうけれども、で

きたら、屋内禁煙についてはしっかり進めていただきたいと私としては要望したいのですが、副市長、何か御意見ございましたらいただいております。

◎（鈴木 [隆] 副市長） 今、加納委員から言われたように、総務局としても努力した結果として、こういう案でいきたいという案をほぼまとめてありまして、それで行政棟と市会棟と大きく分けますと、行政棟に関しては、屋内禁煙ということを全面的に実施しようという方向です。ただ、今吸っている人たちのことを全く考えないということも若干課題があるということの中で、屋外にというか、例えば屋上のようなところにちょっとしたスペースを用意する程度にしていってどうかということがほぼまとまっております。

また、市会棟につきましては、今鋭意調整中ということでございまして、できれば近々議会局において団長会議のほうに提案ができるように準備をしたいということまで聞いておりますので、いましばらくお時間をいただければと思っております。

◆（加納委員） 受動喫煙対策は大事なことですが、一気にいかない部分がありますから、一つ一つ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。